

法第 10 条第 3 項各号の要件に係る非該当理由

付図番号 2

番号	項 目	理 由
1	1 集团的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの	集团的な農用地ではなく、対象面積が 10ha 未満のため、該当しない。
	2 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地	土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行地ではないため、該当しない。
	3 前二号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地	二号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地ではないため、該当しない。
	4 第三条第四号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第一号及び第二号に掲げる土地に隣接するもの	当該地は 2ha 以上の耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設で農林水産省令で定めるものの用に供される土地ではなく、第一号及び第二号に掲げる土地に隣接する土地ではないため、該当しない。
	5 前各号に掲げるもののほか、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画（第十三条第二項第二号において単に「地域計画」という。）の達成又は果樹若しくは野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地	当該土地は長年耕作された形跡はなく、平成 12 年には新潟県が道路用地のために取得していたもの。また、耕作されていなかったことから地域計画においても将来守るべき農地として位置づけられてはいない。 このため、当該地は市が考えられる農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地には該当しない。